

引き下げアカン！大阪の会通信

生活保護基準引き下げ
違憲訴訟を支える大阪の会
TEL 06-6697-9144
FAX 06-6697-9059
✉ seiho.ikensasaeru.osk@
gmail.com

学者意見書 高裁第3回期日

「計算ミスを疑うほど異常な数字」

学者意見書に基づく

第5準備書面を提出

控訴審第5準備書面において、CPI・デフレ調整に関する学者意見書（鈴木雄大先生、古賀麻衣子先生、阿部太郎先生の意見書）に基づく主張を行いました。これまでも、デフレ調整の問題については詳細に主張してきましたが、新たに3名の専門家の先生に厚労省計算の問題点を指摘いただき、大変心強いです。主張した内容を簡単にご紹介します。

意見書で指摘された

デフレ調整の問題点

厚労省は、物価が4.78%下落したことを根拠にデフレ調整を行いました。この数値はでたらめとしか言いようのないものです。世界的にも標準的なものであり、統計を専門とする総務省統計局も採用している計算方法を形式的に適用した場合、マイナスはわずか2.35%です。比較するだけでも厚労省の計算方法の異常性は明らかです。

【清水弁護士のスライドより抜粋】

-4.78

厚労省の計算には、主に次のような問題がありました。
①生活保護世帯の生活実態を調査した社会保障生計調査を用いず、生活保護世帯の消費実態が反映されなかった、②地デジ対応等でテレビの購入数量が大幅に増えた2010年を基準として、2008年から2010年までの物価変動を計算したため、テレビの価格下落の影響が色濃く反映され、大きなマイナス要因となった（しかも、チューナーが配布された生活保護世帯にとってテレビの購入数量は関係がない）。そして、計算されたマイナス4.78という数値は、それ自体が計算ミスを疑うほどの異常な数値だったのである。

提出した学者意見書では、

■ 鈴木意見書における指摘

- 極めて大きな値(P4)
- 「計算ミス」を疑うほど(P4)
- とても無視しえない巨大な誤差(P33)
- 2%~3%もの誤差が生じることは異常事態(P33)

■ 意見書における試算値との比較

- 学者が合理的な計算方法で試算したところ1~2%程度に

これらの点について詳しく説明いただき、厚労省が作成した生活扶助相当CPIがいかに問題であるかを指摘してくれています。裁判所にもデフレ調整の問題点がしっかり伝わったのではないのでしょうか。こんな計算方法が認められてよいはずがありません。控訴審でも、厚労省計算の違法性が認められることを切に願っています。



(記事：清水亮宏弁護士)

夫の病気で生活保護を利用 子どもの夢をかなえられず悔しい思い

私は熊本県で生まれ、中学から大阪市で生活しています。23歳の頃に夫と知り合い、1972年に結婚しました。夫は堺市で木工所を経営しており、私も事務などを手伝い、3人の娘の育児に奔走する毎日を送っていました。

2002年従業員から「社長の様子がおかしい」と電話がかかってきて、脳梗塞で集中治療室に入院となりました。なんとか命だけは助かりましたが、検査の結果、難病に罹患していることが原因だと言われました。その難病は、脳の血管が細くなる病気で、体温調整ができなくなったり、高次脳機能障害となって、興奮しやすくなったりするそうです。

夫は脳梗塞の影響で視野障害が残りしました。

そのため車を運転できなくなり、事業を続けることが困難になりま

した。そこで、2003年10月、私たち家族は生活保護を申請しました。当時、三女は柔道の推薦で入学した私立高校の2年生で、卒業後は大学に入って柔道を続けたいと言っていました。しかし学費を出すのが難しく、いつのまにか大学進学をあきらめ就職を決めていました。三女の夢をかなえてあげられず、本当に申し訳なく、悔しい気持ちでいっぱいです。

度重なる減額で生活苦しく

生活保護を利用し始めた当初は、各種加算があったので、生活はそれほどしんどくありませんでした。しかし、度重なる保護費の減額でどんどん苦しくなっていました。夫は体温調節ができないので、夏場は一日中エアコンと扇風機をつけなければならず、電気代が高額になります。今は夏季加算もないので、毎月電気代を

見るたびに怖い気持ちになっています。電気代がかかる分、食費を節約しています。近くに住む娘たちから食材を分けてもらったり、漬物や調味料を自作したりしていますが、それでも生活はぎりぎりです。

私は以前、近所の友人とお茶やランチをしたりしていました。しかし、保護費が減額されてからは、お誘いをいただいてもお断りしています。よそ様にお金がないとは言えませんので、「足が悪い」とか「具合が悪い」などと言って誘いを断っています。同様に、冠婚葬祭も避けなければならず、本当にしんどい思いをしています。

体調悪化で節約も困難に

私自身も腰やリウマチ性の病気を患っており治療をしています。私の病気は新しい病気で認

知している病院も少ないため、自宅から離れた病院まで通っていま

私たちの生活に向き合った判断を

原告 T. Mさん 高裁第3期日意見陳述要旨

す。最寄り駅から病院まで痛くて歩けず、タクシー代1,200円を使わざるを得ないことがあります。かなりの出費のため、お医者さんに通い続けられるか不安です。また、痛みがひどいときには家の中で歩くことも困難になるため、以前のようなまめな家事はできず、節約も続けられなくなります。私は、なるべく明るくふるまっていますが、このような体で、今の保護費で生活していくことに不安を感じています。

私たちの生活に向き合った判断を

昨年大阪地方裁判所判決は、私たちの苦しみが裁判所に届いたと思いました。高裁では原告への賠償も認めてほしいです。私より困っていても、原告になる余裕すらない人もいます。国に制度をよりよくかえてもらうためにも、私たちの生活にきちんと向き合った判断をしてほしいです。